

(仮称)福島北風力発電事業環境影響評価方法書に対する環境の保全の見地からの意見について

1 環境の保全の見地からの意見について

(1)工事の実施によるもの

環境要素(環境要因)	福島市の意見	提出課
	意見なし	

(2)土地又は工作物の存在及び供用によるもの

環境要素(環境要因)	福島市の意見	提出課
景観	<p>p257図4.3-9、図中の予測地点のNo.36信夫山第二展望台は、南向きのため可視領域にはありません。 信夫山第3展望デッキ及び薬師の峯展望デッキであれば可視領域と思われますので、現地を確認のうえ、主要な眺望点に追加するよう願います。 また、No.37弁天山展望台も可視領域には入りませんので、p256の表4.3-21の該当する箇所は、空欄の記載になるかと思われます。 p262の表4.3-22も該当する予測結果を削除するか、可視領域内に予測地点を追加した上で予測結果を再度記述願います。</p>	公園緑地課
	<p>① 可視領域に国道399号を含んでいることから眺望点に含めること。 ② p 105表3.1-55、表中の主要な眺望点として、標記中の信夫山、弁天山、摺上川ダム及びダムサイト、梨平公園、信夫山第二展望台、弁天山展望台からの眺望の影響について、フォトモンタージュ等（景観シミュレーション）を活用し検討すること。 ③ p 353表6.2-28、表中の身近な景観に区分されている茂庭ふるさと館、茂庭白兔からの景観の影響について、フォトモンタージュ等（景観シミュレーション）を活用し検討すること。 ④ p 104図3.1-23の図中において、眺望点の一つである摺上川ダムの記載がないので記載すること。 ⑤ 景観について、地域住民だけでなく、広く市民から十分な合意形成が図られるように努めること。</p>	都市計画課

(3) 上記(1)、(2)双方によるもの

環境要素(環境要因)	福島市の意見	提出課
動物・生態系	希少種に限らず、種と生態系の多様性に配慮し、開発区域ならびその周辺に対する重大な影響を回避、低減するよう環境保全措置を講ずること。	環境課
騒音、及び超低周波	施設の工事中、供用中において騒音により周辺住民の生活環等を損ねる事が無いよう、設置場所、発電機について十分検討し選定すること。また、調査・予測・評価を適切に実施し、環境保全措置に反映すること。	
水環境	本事業が、摺上川流域の健全な水循環(涵養・流水・水質保全など)を阻害することが無いよう事業計画に配慮すること。 また、工事中、供用中の油類、塗料、農薬、薬品等の河川への流出、地下浸透を含む水質事故に対して万全の備えをし、水質事故時には、速やかに当市への報告と対策を行うことを確約すること。	
水環境	下流域には周辺住民が生活用水として利用している地下水等の存在も考えられる。そのため、事業実施前の水質調査については漏れなく実施するとともに、影響のないよう施工し、事業による影響の有無を事後調査等により把握するよう努めること。 なお、影響が確認された場合には適切に対応願いたい。	衛生課

2 その他環境要素に含まれない総括的事項についての意見

その他	福島市の意見	提出課
総括的事項	① 事業の実施にあたっては、各種関連法規に基づく必要な手続き等について、事前に行政担当窓口等の指導を受けること。 ② 事業の実施にあたっては、周辺の住民及び隣接する土地の地権者に対して、十分に説明を行い、合意形成を図ること。	関係各課共通

3 防災上の意見、指導、協議すべき事項、その他の意見

その他	福島市の意見	提出課
	<p>既存市道上で工事を行う場合、飯坂支所と協議すること。里道の付け替えや工事を行う場合、路政課に協議すること。</p>	<p>路政課</p>
	<p>近年、従来の想定を超える局地的大雨や台風などが頻発し、法定外水路や河川での土砂堆積・洗掘・溢水、土砂災害等の事例が報告されている。</p> <p>計画地には隣接する農地等が広がっているため、雨水や土砂の流込による営農への支障や水害等が起こらないよう、異常豪雨等も想定した最大限の対策を計画し、災害の発生する危険性がある場合には、調整池、沈砂池等を設置の上、適正な管理を行うこと。</p> <p>なお、計画段階では予見できなかった問題が発生した場合には、災害防止等の上で適切な対策を講じること。</p> <p>また、沢・水路の下流域は、農業用水路として利用されていることから、事前に排水計画を作成し、河川課、農林整備課と協議し、地元関係者には十分に説明、合意形成を図ること。</p> <p>さらに、水路や農地等に被害が発生した際には地元関係者への説明と対応を行うこと。</p>	<p>農業企画課 農林整備課 河川課</p>
<p>意見・指導等</p>	<p>① 土砂災害防止法で指定されている箇所及び福島県が基礎調査を完了し土砂災害警戒区域等を公表している箇所について、その位置を確認し、本事業により土砂災害が起こらないようにすること。</p> <p>② 法定外公共物（水路）上にソーラーパネル等の構造物を設置しないこと。</p> <p>③ 法定外公共物（水路）上に電線や管理用通路等の横断施設を設置する場合には協議すること。</p> <p>④ 法定外公共物（水路）等の改修を行う場合には協議すること。</p> <p>⑤ 法定外公共物（水路）の境界については、工事着手前に確定すること</p>	<p>河川課</p>
	<p>① 開発区域内の地形の改変や工事用道路の拡幅に豪雨による土砂災害等が発生した場合、下流域の関係住民への説明と対応を行うこと。また、関係機関への説明を行うこと。事業実施区域の北側の茂庭沢上流の蓮華滝付近は、農業用水の取水部であり、その北側の既設道路拡幅検討箇所が水系となり下流域の水田等へ利用されていることから、関係者への説明及び当課との事前協議を行うこと。流水に支障があった場合は、地元関係者等へ説明対応を行うこと。</p> <p>② 森林管理署が管理している保安林（国有保安林）において制限されている行為を行う場合には、森林管理署長の同意が必要となるので、福島森林管理署との協議をおこなうこと。また、対象事業実施区域の一部は5条森林となっているので、伐採や形質変更等が必要な場合、伐採届等の手続を行うこと。</p> <p>③ 開発区域内に法定外公共物（道・水路）の有無を確認し、含まれている場合は手続を行うこと。</p>	<p>農林整備課</p>

その他	福島市の意見	提出課
意見・指導等	④ 事業が完了した場合、施設の撤去・処分を適正に行い、跡地については土砂災害・水害等の発生しないよう、植林や緑化等により災害防止を図ること。	農林整備課
	p194図3.2-24の図中、計画地の一部に農用地区域が含まれていることから農用地区域からの除外が必要となる可能性があるため、当課との調整を行うこと。	農業企画課
	当該地(拡幅道路含む)に農地がある場合は、農業振興地域の整備に関する法律の除外の手続きと併せて、事前協議を含めた農地法の規定による農地転用許可手続きを行うこと。	農業委員会
	① 火災危険性には落雷の自然現象やたばこの投げ捨て等人的失火がある。極力火災リスクをなくすために雑草メンテナンス(草刈り後の除去処理を含む)を確実に実施すること。 ② 風力発電は特殊な施設であることから、有事の際は、メンテナンス委託業者が現場にいち早く到着し、消防活動に協力できる体制をとること。	消防本部警防課